

私の紙面批評

弁護士

清源 万里子

重い病気や障害がある子どもが友達と遊んだり、自宅でもが、家族と一緒に安心して過ごすための施設「T SURUMI 子どもホスピス」(大阪府)の取り組みや利用者の思いなどが、6月26日の本紙朝刊「ニッポンの現場」記者がゆくと紹介された。

ホスピスが目指すのは「病院ではなく第二の家として、自然体で過ごせる場」

「家族が友達と遊んだり、自宅の外でほんの少しの休息を取ることさえも難しい状況にあることがうかがえる。出生時に仮死状態となり、脳性まひになった男児の母親は「このホスピスには息子にとって唯一、歓迎される憩いの場です」と話している。この言葉から障害のある子どもがいる家族の思いが伝わってくる。重病、障害のある子どもや家族の大きな支えになるだろう。日々の忙しさに追われ、障害のある子どもや家族がどのような不安や悩みを抱えて生活しているかについて意識することなく生活している方は多いのではないかと。障害のある子どもへの生活支援は、家族だけの問題ではなく社会全体の問題であるはずだ。社会全体で抱える不安、悩みなどを理解することは「共生社会の実現」「社会参加の機会確保」のための第一歩である。

ホスピス報道継続を



(きよもと・まりこ) 1981年、中津市生まれ。2008年弁護士登録。11年大分県弁護士会入会。九州弁護士会連合会・犯罪被害者の支援に関する連絡協議会委員。現在、子育て真っ最中。

だという。ホスピスの様子。カプセル写真やカラーイラストを用いて紹介しており、読んでいてイメージが湧きやすかった。

抱える不安、悩みなどを理解することは「共生社会の実現」「社会参加の機会確保」のための第一歩である。

ホスピス事務局長の「友達と遊んだり、自宅の外で少しの休息を取ったりするのは、病気の子どもやその家族にとってささやかな望み」という言葉からは、重度の障害がある子どもや家族にとっても大

「TSURUMI 子どもホスピス」のように、障害のある子どもが安心して過ごせることが、家族が悩みや情報を共有できる場は、子どもに動きなどについても、引き続き報じていただきたい。